

(No. 7)

1. 「河川法第二章第三節第三款（ダムに関する特則）等の規定の運用について」（昭和41年5月7日建設省建河発第178号、河川局長通達）の記の5及び記の6

5 洪水調節のための指示（法第五十二条）について

- (1) 別添第二に掲げる第一類のダムその他令第二十三条一号又は第二号に該当するダムについては、その下流の地域に洪水による災害が発生し、又は発生するおそれ大きいと認められる場合において法第五十二条の指示をすることが、必要かつ適切であるかどうかを検討すること。
- (2) (1)の検討の結果に基づき、法第五十二条の指示をすることが予想されるダムがあるときは、当該指示に基づく措置が円滑に行なわれるように、当該ダムの設置者との協議により、その措置の内容、当該指示の伝達の方法その他当該指示に関する事項をできるだけ予定しておく。
- (3) (2)の協議が成立したとき、又は当該協議の成立が困難であることが明らかになったときは、すみやかに、その成立した協議の内容又はその成立に至らない経過を本職に警告すること。

6 出水期前におけるダムの管理体制の整備について

毎年度、出水期前に、各ダムについて、法第七十八条第一項の規定による立入検査を行なうこと等により、洪水時において当該ダムを適切に管理することができる体制を整えておくように当該ダムの設置者を指導すること。